

不動産登記に関する事務の一部の停止について

岩手県の施行に係る吉浜地区（吉浜工区）土地改良事業について、換地処分の公告が平成30年1月30日にされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間（下表の処理期間を参照願います。）は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、対象地域の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

盛岡地方法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
平成30年1月31日から 平成30年3月7日まで (予定)	大船渡市三陸町吉浜字沖田の一部，大船渡市三陸町吉浜字川原の一部，大船渡市三陸町吉浜字横石の一部，大船渡市三陸町吉浜字中井の一部 (盛岡地方法務局大船渡出張所管轄)	復興基盤総合整備事業 吉浜地区(吉浜工区)土地改良事業